

熊本市男女共同参画センターはあもにい運営審議会規程

平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本市男女共同参画センターはあもにいの管理運営に関する協定書(平成 24 年 2 月 28 日締結)第 1 条第 1 項の規定に基づき、熊本市男女共同参画センターはあもにい管理業務仕様書 II.業務仕様第4(1)に掲げる熊本市男女共同参画センターはあもにい運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第 2 条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の内から、はあもにい管理運営共同企業体代表(以下「共同企業体代表」という。)が委嘱する。

(1)熊本市男女共同参画センターはあもにい(以下「センター」という。)の利用者

(2)学識経験者

(3)男女共同参画および市民文化に関する活動を行う団体関係者

(4)その他共同企業体代表が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員の報酬)

第 4 条 委員の報酬は、出席した委員に対し、日額 15,000 円以内とする。

(審議事項)

第 5 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)センターの事業計画に関する事

(2)はあもにいの事業実績に関する事

(3)その他共同企業体代表が必要があると認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、センターの目的に沿った活動に関する事項について、共同企業体代表に必要な助言等を行うものとする。

(会長および副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の作成および報告)

第8条 共同企業体代表は、審議会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、速やかに会議の結果を市長に報告しなければならない。

(1) 審議会開催の年月日、時刻

(2) 審議員総数、出席委員の数及び氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) その他議長において必要と認める事項

(議事録署名委員)

第9条 議事録に署名すべき委員は2人とし、会議の始めに議長が指名する。

(公表)

第10条 共同企業体代表は、審議会を開催したときは、速やかに議事録を公表するものとする。

(事務局)

第11条 審議会の事務局は、はあもにい管理運営共同企業体に置く。

附則

この規程は平成24年4月1日より施行する。

附則(平成31年4月1日改訂)

この規程は平成31年4月1日より施行する。

附則(令和4年7月13日一部条文の追加及び変更、施行)

(1) 追加 第2条2(3) 市民文化に関する活動を行う団体を追加

(2) 変更 第4条 報酬の額

(3) 変更 第8条(3) 重複項目の削除

(4) 変更 第11条 事務局の設置